第二　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）

一　監理支援機関による労働条件等の明示

㈠　監理支援機関は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、監理型育成就労外国人等（監理型育成就労外国人又は監理型育成就労の対象となろうとする外国人をいう。以下同じ。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

㈡　監理型育成就労実施者等は求人の申込みに当たり監理支援機関に対し、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

㈢　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

ロ　労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。

ハ　賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分をいう。第三の二㈡において同じ。）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハ及び第三の二㈡において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

㈣　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ　原則として、監理型育成就労外国人等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、㈢ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ　従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

㈤　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ　監理型育成就労外国人等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ　監理型育成就労外国人等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ　明示する従事すべき業務の内容等が労働契約を含む育成就労に係る契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた監理型育成就労外国人等に速やかに知らせること。

二　監理型育成就労実施者等による労働条件等の変更等に係る明示

㈠　監理型育成就労実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第三項の規定に基づき、監理型育成就労外国人等と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（㈢において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

㈡　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示について、一㈣ロにより、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この㈡において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

㈢　監理型育成就労実施者等は、㈠の明示を行うに当たっては、監理型育成就労外国人等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ　第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

㈣　監理型育成就労外国人等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか監理型育成就労外国人等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに㈠の明示を行うこと。また、㈠の明示を受けた監理型育成就労外国人等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

㈤　第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

㈥　学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この㈥において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一㈣ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項及び㈠の明示が書面により行われるべきであること。

㈦　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、㈠の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

㈧　監理型育成就労実施者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

第三　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の四に関する事項（求人等に関する情報の的確な表示）

一　提供する求人等に関する情報の内容

監理支援機関は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第四十八条第三項各号に掲げる事項並びに第二の一㈢ロ及びハにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。